

家具転倒防止器具支給に係る確約書

年 月 日

鳥 羽 市 長 様

申 請 者 住 所

氏 名

⑩

家具転倒防止器具の〔支給・取り付け〕について、下記の条件を満たしていることを確約いたします。

記

1. 家具転倒防止器具の支給に関する事項

- ①支給を受けた器具を、譲渡、転売等、この事業の目的に反して使用しないこと。
- ②L型金具・ベルト式器具を取り付ける場合には、釘やネジ等の使用ができること。
- ③取り付け作業後の家具の移動、取り付け器具の取り外し等を依頼しないこと。
- ④借家・借間等の明渡しの際など、固定後の金具等の取り外しや原型復旧が必要な場合は、申請者の自己責任で行うこと。
- ⑤転倒防止器具の支給は、地震や災害時における家具等の転倒防止の軽減を図るもので、完全に保証するものではないことから、取り付けた家具等により被害が発生しても、市長並びに市に対して、補償等を請求しないこと。

2. 家具転倒防止器具の取り付けに関する事項

- ①レール式金具・L型金具・ベルト式器具を取り付ける場合には、釘やネジ等の使用ができること。
- ②取り付け作業後の家具の移動、取り付け器具の取り外し等を依頼しないこと。
- ③借家・借間等の明渡しの際など、固定後の金具等の取り外しや原型復旧が必要な場合は、申請者の自己責任で行うこと。
- ④支給器具の取り付けを行う場合は、取り付けた家具及び家屋の損害賠償を請求しないこと。
- ⑤転倒防止器具の取り付けは、地震や災害時等における家具等の転倒防止の軽減を図るもので、完全に保証するものではないことから、取り付けた家具等により被害が発生しても、市長並びに市、及び作業実施者等に対して、補償等を請求しないこと。

以 上